

Title	司法省御備外人ブスケと商法講義：明治前期商法編纂史研究(一)
Sub Title	G. H. Bousquet, alien adviser to ministry of Justice, and his lecture on commercial law
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.1 (1971. 1) ,p.104- 115
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710115-0104

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

司法省御備外人ブスケと商法講義

——明治前期商法編纂史研究(二)——

向井健

一

周知のとおり、戦後——すでに四半世紀を閲したが——、日本近代史研究の旺盛なる勃興は、年を追うて、まことに目覚ましいものがある。法制史の領域も、またその例に洩れない。

はやく戦前の段階にあつて、専家により質量ともに優れた業績が世におくられ、かなりのハイ・レベルに達した明治憲法史研究は別格として、それ以外の分野において、近年、刮目すべき長足の進展を遂げた筆頭に、あえて民法史を挙示しても、おそらく大方の承認がえられるにちがひなかるう。しかし、いまなお、いちじるしい立ち遅れをみせている諸部門もすくなくないのが、偽らざる現状である。商法史へのアプローチこそ、ほとんど未墾の原野のまま残されている代表的な一つと称しえよう。

かつて、志田鉦太郎博士は、「志田氏商法要義」(巻之卷)⁽¹⁾・「明治大

学創立滿五十年記念論文集」(商学篇)⁽²⁾に収めた商法編纂史関係の論稿を修訂・増補し、昭和八年、「日本商法典の編纂と其改正」なる專著を公刊されたが、これが現時にいたるまで、商法編纂史について⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾のほとんど唯一の典拠になつてゐる。近時、主として社会経済史的視野にウエイトをおく諸家の商法史をめぐる学績がものされ、それはそれぞれに示唆的な、かつ裨益されるところの多い所論ではあるが、精緻な考証にもとづく個別的・沿革的討究はきわめてすくない憾みがある、といつてよい。⁽⁶⁾⁽⁷⁾「過渡期の法制史を把握するには、その時代の法源から一つずつ固めて行くしかない」と、⁽⁸⁾「過渡期に集中的にあらわれる新旧の断絶・連続の検証こそ、歴史を巨視的に把握するすべを与え、時代を一貫した概説化を可能にする」⁽⁸⁾であろう。刑法史の「領域における今日の要請は、概説的、綜合的研究よりも、むしろ新資料の追求および部分的、特殊的研究である」⁽⁹⁾と説く手塚豊博士の言には満腔の同感を禁じえないが、そのことは同時に、現

今の商法史の領域にも、まさにそのまま該当するものではなからうか。

未熟なる筆者が、あえて商法史——とくに商法編纂史——の攻究を志したゆえんも、また実にそこにある。日本近代法史という「法制史と実定法の間」に位置する学問の建設には、それぞれの分野の実定法学者の協力が不可欠であることはいうまでもない⁽¹⁰⁾が、法制史家による商法史解明への基礎的作業の構築を、筆者の基線とすることにしよう。陳呉の役割りを果しうれば、望外の倅せである。

二一

明治期を大きく特徴づけるものの一つは、きわめて旺盛な立法活動であつて、明治三十年代までに近代的な諸法典が出揃つたことは、まことに驚嘆に値する出来事といえよう。これら諸法典の編纂事業の歩みを克明に辿り、それを生みだした国際的・国内的諸条件を分析・吟味することは、諸法典編纂の意義を闡明するにとどまらず、わが国の近代化の特質の解明にとつてもまた重要である。なぜなら、諸法典はそれぞれ程度の差はあるにせよ、明治初年以降の法的発展を如実に反映するものであり、法典の内容・実効性および限界は、日本近代化の一つの指標となりうるものだからである。そしてまた、「この法典化事業こそ、その後今日にまで至る日本近代法および法学の性格を根本的に規定したものであつたにちがいない。」⁽¹¹⁾さて、たぎりたつ激動の幕末維新期に英姿を現わすのが、江藤新平である。「流星のように維新史に登場し、光芒を放つや、たちま

ち人生の彼岸に去つた江藤は、まさにこの変革期の産物でありかつこれを体得した「天才」と称しえよう。

明治三年閏十月、彼が太政大臣三条実美に提出せる国法会議の議案中に、「一体各国とも政府と政府との交際は公法を以て相整へ。政府と其国民との交際は国法を以て相整へ。民と民との交際は民法を以て相整へ候次第。各国の通義の様相成居。総て国家富強盛衰の根元も。専ら。国法民法施行の厳否に管係致し候趣⁽¹²⁾」と記し、同六年五月の「興国策及官制案」において、「試に見よ。荷蘭。白耳義。瑞西の如き小弱国の。能く并立の体を全するものは。法律の精しく行るれば也。鄂羅の如き法律精しく行れずと雖も。強国の一に居る者は。兵力の盛なれば也。然則兵と法とは并立の要務なること明なり。」と法典編纂の急務たるを説き、さらに、「所謂法なる者は。国法。民法。商法。訴訟法。治罪法。刑法にして。御国も其會議是迄の如く相運ばゞ。自今滿二年を経れば。之を施行し終り。滿五年を経れば。吏官大概熟すべし」と開陳しているとおろ、かねてより江藤は法治国の理想を胸にいだいていた。その彼が、一方において司法制度の大改革を實行するとともに、他方においては、宿願とする法典編纂を強力にプロモートしたのはまことに当然であつたらう。⁽¹³⁾そして、この不滅の光芒を放つ江藤の先駆的功業を、側面から支え、かつ助けた、いわばブレインの一人として、司法省御備外人ブスケ(Georges Hilaire Bousquet)の名を逸することはできない。

御備外人——たしかに、「明治の過渡的官僚達は熱心な外」知識の蒐集家であつた。従つて、御備はすべてその任務に加えインフォ

「マントとして用いられ、日本人は、その広大な関心を満たすに足る広範な知識を外国人に期待した」⁽¹⁹⁾にちがひなかつた。ブスケもまた、その「期待」された、そして見事に「期待」にこたえた新進法律家と評しえよう。

つとに、堀内節博士の指摘されるごとく、⁽²⁰⁾ブスケは明治五年二月十六日來朝、同九年三月七日離日した、わが司法省がはじめて雇傭したフランス人弁護士であつた。東京の土を踏んでほどなく、彼は「日本法律創定ノ事業」と題する建議を草し、これを司法省に提出する。いま、筆者所蔵「建言録——仏国控訴院代言人デオルジブスケ——」をひもといて、これを示そう。

日本法律創定ノ事業

日本政府仏蘭西法律家ヲ迎ヘ第一ニハ国政ヲ改正シ第二ニハ自國ノ法ヲ歐羅巴各國ノ法ト力ヲ一致セシメ後來歐羅巴各國ト伍格ニ万国公法ノ簡条ヲ論セントス今日本政府ニテ自國ノ法ヲ制定スル基礎トシテ仏蘭西法ヲ撰ミシカ是最良ノ撰ミ方ニシテ仏蘭西法ハ既ニ歐羅巴各國之方律ヲ定ムル雛形トナリシ良法ナリ

然トモ日本ノ風俗ニ符合セス又日本ニテ必要ナラサル外國ノ法律ヲ其儘日本ニ移サントスルハ日本政府ノ趣意ニ非シテ歐羅巴法ヲ折衷シ成ルヘクハ之ヲ改正シテ日本ノ事情ニ適セシメントス今日本政府ニテ企ツル所ハ法律改革ノ事業ナリ然レニ改革ヲ為サントスルニハ左ノ諸件ヲ知ラサルヲ得ス第一當時ノ模様并其模様ノ不善ナル事第二其目的ト為ス最善ノ有様第三改革ヲ為スニ付テノ力第

四種々ノ策ヲ比較シ其中ニテ最良ナリト思ハルム策ヲ択ム事

第一當時ノ模様ヲ知ル事○法律改革ノ事業ヲ為スニハ當時ノ民法刑法ノ模様ヲ予メ研究シ置何程之ヲ改タム可キヤ又ハ存シ置可キヤノ見込ヲ立テサレハ其改革ノ事業ヲ善ク行フコト能ハス蓋シ日本ノ法ハ文面ニ記セサルモノアレハ之ヲ編輯スルコト較難カル可シト雖モ各洲ノ風俗及ヒ婚姻相続物件ノ所有財産ノ処置民約ノ総規則各種ノ契約ニ限リタル規則司法部ノ職制訴訟ノ法則治罪ノ法則刑法官他ノ法則等総テ此等ノ規則ヲ詮議スヘキ職者ヲ其掛リニ任シ其大略ヲ集テ目錄ヲ記セシム可シ既ニ仏國コートナホレランヲ編輯シ并ニ其他總テ法律ヲ立ルニハ此法方ヲ以テセリ第二其目的ト為ス最善ノ有様○第一ノ事業ヲ為ス間順序ヲ立テ歐羅巴ノ法律ヲ詳ニ研究ス可シ蓋シ此事ハ殊ニ我等ニ管係スル所タレハ精シク之ヲ論セサレトモ歐羅巴ノ法律ヲ研究スルニハ其順序ヲ立テ其方向ヲ定メ法ノ大趣意ヲ知ラサル中ニ鎖末ノ論ニ陥ヒルノ過ナキニ注意ス可シ

第三力ヲ知ル事○力ヲ知ルトハ法律改正ノ事業ヲ為ス可キノ任ヲ受ケシ者ノ知識ノ多少ト新法ヲ用ヒントスル時國民ノ之ヲ拒ムコトノ多少トヲ知ルニ在リ蓋シ此事ハ政体上ノ事ナレハ固ヨリ我輩ノ論スル所ニ非スト雖トモ總テ法律ハ之ヲ行フ國民ノ之ヲ承諾スルニ非ンハ良法ト謂フ可カラサルニ注意ス可シ既ニ仏國コートナホレランノ編輯セシ時モ此難事アリシカ日本政府モ又此難事ニ勝ツコトヲ希望ス

第四良策ヲ択ム事○前三ヶ条ニ記シタル事業ヲ為シタル上ハ改革

申上候然シ仮令ハ一家ヲ建ルニ先ツ其地所之形状ヲ知ルヲ要スル如ク商法式ヲ改ルニハ先ツ之ヲ廃止スル所以ヲ知ラサルヲ得ス諸民法ニ関スル事ハ是迄民法會議衆ニ於テ我輩ニ弁明有之候得共商法之風式ニ関シ候事ニ至テハ御存シ無之因テ商人等ノ能ク其辺心得候者ニ御懸ケ被成候様有之度候故ニ通商繁榮之地方數ヶ所ニ於テ商人五六名ヲ呼出シ各問ヒ答ヘ交問ヲ為ス人ニテ其答ヲ書取候儀出来可致候併シ少シモ商人ニ於テ議論セサルトキハ大ナル過チニ御座候惣シテ法則ヲ建ルニハ粗漏シ所為ヲ為ス可カラスト唯法則ハ開化シタル人民ノ要務ニ適対スル様建設致スモノニ付先ツ其要務ヲ篤ト承知イタス事ニ候

若シ唯仏蘭西商法ヲ写シ取り之ヲ街衢ニ掲示シタリト雖モ之ニ從ヒ行フ可キ商人共行ハサル時ハ無益之事ト相成候ニ付勉ヲ設ケ候事モ商人共之要務ニ相反スル時ハ決テ行ハレ申間敷候就テハ嚴密ニ目途ヲ建テ当今ノ要務ヲ以テ適當ノ法律ヲ設備スルコト所要ニ御座候法則ト云ハ其法則ニ浴スル人ニ適當セサレハ善ナリトス可カラス

唯法律ヲ悉皆御採用ニ相成事ニ候得ハ如何トモ可然候ヘトモ左候テハ誰ニモ致シ得ヘキ無益之成業ニテ決テ真ノ成業トハ被申間敷候

假令御採用不相成トモ右ハ拙子ニ於テ篤ト注意致シ屹度出来致ス事ト相据リ申候若拙子ノ注意ヲ以テ非ナリト思食候ハ、尚其注意之非ナル旨意ヲ拳テ御責問可被下候依テ右注意通りニ相連候ハ、拙者儀ハ何時トテモ御発起ノ商法ニ就謹テ會議之席ニ列

ナリ勉勵可仕候然ル時ハ民法會議之翌日ヲ以テ民法會議同様ニ新ニ今一會議ヲ御設不被成テハ相成間敷候唯今程商法略則ヲ認メ罷在候然ニ右畢リ候得ハ学科固有之稱語等多ク有之能ク日本語ニ書解キ申ニハ翻訳者困惑ト奉存候唯箕作君之外此翻訳之任ニ当ル者有之間敷ト乍恐奉存上候

恐惶頓首

フスケー敬具

三月九日

司法卿閣下

右の「商法建設ノ儀ニ付答書」の執筆が、六年とする確証はない。しかし、「民法ニ関スル事ハ是迄民法會議衆ニ於テ我輩ニ弁明有之候」とか、「右注意通りニ相連候ハ、拙者儀ハ何時トテモ御発起ノ商法ニ就謹テ會議之席ニ列ナリ勉勵可仕候然ル時ハ民法會議之翌日ヲ以テ民法會議同様ニ新ニ今一會議ヲ御設不被成テハ相成間敷候」との文言から推考するに、六年の公算が大きいとせねばなるまい。すなわち、ここにいう「民法會議」とは、いわゆる江藤主權司法省民法會議を指称しているのではあるまいか、と想察されるからである。⁽²³⁾⁽²⁴⁾

彼——フスケについて、さらに一編の上申書を紹介しよう。来日直後の司法省御備外人ボアソナード (Gustave Emile Boissonadé) と連名である。明治六年十月二十五日、参議大木喬任が司法卿を兼任したので、左にいう「司法卿閣下」はとうぜん大木を指している。⁽²⁵⁾

東京千八百七十三年十一月廿九日

奉呈司法卿閣下

辱モ日本政府ノ尊大ナル指揮ヲ奉シ日本国一般ノ法律編成ノ大業ヲ相俱ニ勉勵セン為メ我等兩名ヲ十八ヶ月間ヲ置テ仏国ヨリ召集セラレ然レトモ我等ノ職掌上ノ權ヲ判然定メラレタルニモ非ス又タ兩人ノ等別立テラレタル身分ニモ非ス就テハ我等兩名ノ間ニ不和ヲ生スルコト且ツ職掌上ノ權ニ付テ生スル爭論ノ原因等ヲ成ル可ク丈ケ除攘センコトヲ上伸ス可キコト我等ノ先務ト奉存候然レトモ日本政府ノ御用ヲ勤ムルコトニ付拔群奮発シ又タ御依頼ヲ蒙リ候事業ニ顛ラ精力ヲ尽サンコトヲ先ツ政府ニ現ハスコト最良ニシテ且高上ナル方法ト奉存候

熨々謹案仕ルニ職掌上ノ權ヲ特別ニ分部スルコトハ性然現象ニ於テ甚シキ難事ヲ生スルニ至ル可クト奉存候

總シテ一般ノ法律ノ分則ハ自ラ相連管シテ維持スルモノニ御座候故ニ違反ノ説ヲ避シニハ同一ノ原意ニ因リ同一ノ旨考ヲ設立シテ相俱ニ法律ヲ編成スルコトヲ冀望仕ル耳ミナラス実ニ必要ト申スモノニ御座候

故ニ我等ハ一般ノ法律編輯ニ付左ノ順序ニ由リ給ヘンコトヲ御閣下ニ只管建言シ奉リ候

第一

日本政府ノ主幹タル目途ヲ承知セン為メ先ツ御閣下及其他管係ノ重官ヨリ概子一般ノ御教諭ヲ受ケ度奉存候

凡ソ法律ヲ編輯スルコトニ付扱ル可キ順序ハ法律ノ国ニ管シ

司法省御備外人フスケと商法講義

テ肝要ナル所ト国ノ必要トスル所ニ因テ定メラル可シ然ル上又日本政府ノ達セント欲スル所ノ目途ニ付更宜ナリト存候儀ハ具ニ上伸仕ル可ク候若シ又政府ニ於テ先ツ我等一同ヨリ見込書ヲ可差出トノ御沙汰候ハム仰セニ任セ速ニ報命可仕候

第二

法律ヲ編輯スル為メノ条件ノ順序一ト度ヒ極マリタル上ハ一應政府ノ御趣意ヲ伺ヒ又タ国ノ要スル所ニ付キ必要ナル御教諭ヲ請ヒ且ツ其極マリタル条件ニ付我等ノ存意ヲモ具申セン為メ前以一兩度ノ集會御開キ奉願度候而シテ後チ我等一同ヨリ緒言ヲ載シタル法律ノ見込書ヲ記載シ差出ス可ク候間諷訳ノ上御閣下ニ於テ御一覽ノ上之ヲ後ノ集會ノ為メニ備ヘラル可ク候

若シ著述ノ改正ス可キモノアルトキハ御閣下ノ賢断ニ從ヒ改正可仕候

第三

法律ノ見込書最終ノ檢閲アル時ニ當テ若シ正院ニ於テ更ニ抗議生スル時ハ御通達有之次第疑問弁解致ストモ又ハ著述ヲ再ヒ改正スルトモ尊命ニ任セ可仕候

第四

法律ノ見込ノ現今進歩スル処ノモノハ聊カ変セスシテ従来ノ通りニ存シ置キ可仕候

第五

新法律ノ意儀不明ナル場合ヲ避シ為メ之ヲ实地ニ施ス時ハ日

本語及仏蘭西語ニテ一同御頒布有之度候

然ルニ我等ニ於テハ右ニ演述仕候方法ニ因リ候トモ又ハ御閣下ノ可然御見込ノ方法ニ從ヒ候トモ唯々可奉仰尊断候因テ我等両名向後出省仕リ相俱ニ勉勵可仕ニ付當時御省中ニ有之候書庫ノ傍ラニ一室御設被下候様伏テ奉願候

恐惶頓首敬白

ボアソナルド

ブスケー

當時の統一刑法典たる新律綱領を批判して、「刑法ハ新律綱領ヲ以テ改正シタレトモ此法典ハ毫モ學問上ノ精神ナキニヨリ後來新法ヲ制定スルノ試験準備」⁽²⁸⁾に過ぎない、と主張した若き法律家ブスケの、法典編纂をめぐる意図・方針の一部は、右に掲出した文書を通しても窺知できよう。たしかに、「尋常一様の法実務家ではなかつた」⁽²⁹⁾との感を禁しえない。

三

時あたかも、今吾国商法ヲ無文ニ寓シ未タ一定ノ成律有ラス⁽³⁰⁾の状況下にあつたところである。司法省当局よりブスケに対し、商法典編纂の下命があつたのではなからうか、と大胆な推考をくだしても、あながち不自然ではない。上掲の「商法建設ノ儀ニ付答書」に、「拙者儀ハ何時トテモ御発起ノ商法ニ就謹テ會議之席ニ列ナリ勉勵可仕候」とみえるのは、これが一支証ともなる。そして、法典化を強力にプロモートしたのは、もちろん江藤司法卿であつたに

ちがいない。

さて、ブスケを中心とするフランス商法講説の会が、司法省内でスタートしたのは、明治七年九月十八日のことで、それは同九年二月二十七日まで六十一回にわたつて開催されたのである。⁽³¹⁾

慶應義塾図書館蔵にかかる小田切盛徳旧蔵書中に、この商法講義に関する三種の資料が収められている。その一は、「仏国商法講義卷一」と表紙に題され、かつ「第二次校訂・刪定」との朱書が加えられた、司法省青色十行野紙四十七葉の浄書本である。ただし、内容の一部に朱書により修補の手がほどこされている。七年九月十八日の「第一会」より十月二日の「第四会」までの筆録が収載されている。⁽³²⁾⁽³³⁾

その二は、「仏国商法講義」と題される司法省蔵版・和装木版本四冊であつて、第一巻の巻頭に八年五月付の小田切盛徳の序文が掲載されている。達意の文章であらう。同巻の内容は、右の筆写本の補訂後のそれとほぼ等しく、同じく七年十月二日までの講義を収める。第一巻より第三巻までを合せて、「第十二会」すなわち同年十一月十二日にいたる講述を集録してある。第四巻は、第三巻の「附録」で、「仏国商業会社法」の翻譯に当てられている。その三は、箕作麟祥訳「仏蘭西法律書商法」全五冊であつて、その巻一には、小田切自身による朱筆の書入が見られる。ブスケ主宰にかかるフランス商法講義の席上の書入であることは、ほぼ疑いがない。

この商法講義を、後年、まとめて一卷の書としたものが、坊間流布する、ブスケ氏講義・黒川誠一郎口訳「仏国商法講義」なる洋装

刊本であつて、十四年七月に刊行された。同書を披見すれば判明するとおり、結局、六十一回の会議を経て、フランス商法の第一編および第三編の講説を完結したことになるわけである。そして、この講説完了を置土産に、ブスケは帰仏し、ふたたび日本の土を踏むことはなかつた。

しからば、なにゆえに、明治六年三月とおほしき時期に「商法建設ノ儀ニ付答書」をしたため、商法典編成に意気込みをみせたブスケが、実際に司法省においてフランス商法講説の会議を開始したのが七年九月であつたか、という疑問に逢着しよう。それには、いくつかの要素がからみ合つているのちがいが、およそ三つの理由が挙示できるのではあるまいか。

その一は、法典編纂作業のもつとも強力な推進者であつた江藤の参議転出と、太政官職制の改正にもとづく立法事業の左院専管という新事態の出現であり、その二として、箕作の翻譯にかかる「仏蘭西法律書商法」の脱稿・上梓の遅延であり、第三は、ポアソナードの来朝である。

右のうち、一については、別の機会に触れたことがあるが、⁽³⁵⁾法典化事業の本流と自負していた司法省にとつて、大きなショックであつたことは否定できない。そして左院専管の原則は、八年四月の同院廃止の時期までつづくのである、第二の、「仏蘭西法律書商法」和装木版本・全五冊の開板は、七年三月のことである。同書の完成なくしてフランス商法の講義が至難であつたことは、当時の態様に想いをいたせば容易に理解できよう。ポアソナードによるフランス民

事訴訟法講説の会が司法省で開始されたのは、同年四月であるが、それは箕作の訳出せる「仏蘭西法律書訴訟法」全八冊の公刊終了と同じ時期であつたことを、ここで想起したい。その三、ポアソナードの来日は六年十一月であるが、司法省におけるブスケを中核とするところの、おそらくは府県裁判所規則制定会議が、ポアソナードの来朝とほぼ時を同じくして廃絶した事実もあり、ブスケとポアソナード両者の関係はきわめてデリケートである。⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾

四

かく考察をすすめてきて、ここに想到すべきは、ポアソナードによるフランス民法・刑法・治罪法、加えてすでに触れた民事訴訟法の、司法省において開催された講義の数々であろう。手塚博士は、かつて、フランス民法講説の会の周辺事情を闡究され、ポアソナードが、「随処で日本民法起草の意見(フランス民法の条文に対する修正意見)を述べていることから判断するに、この会議は、単に彼からフランス法の註釈を聞くためではなく、日本民法編纂の準備として行われたものと推定される」と説かれたが、⁽³⁹⁾きわめて妥当な見解であろう。他の講義についても同様にちがいない。⁽⁴⁰⁾

ブスケを中軸とするフランス商法講述の会の本質も、右にみたポアソナード主宰の会ときわめて酷似したものと、筆者は推断する。講義の途上、列席会員との質疑応答が看取され、ブスケは、しばしばフランス商法の不備・欠点を指摘している。別稿において筆者のいうごとく、この会は、「商法典編纂作業の一環を旨指して発足した」⁽⁴¹⁾

ものではなかるうか。すくなくとも、そこに、商法に関する法典化事業の萌芽を見出すべきではあるまいか。⁽¹²⁾そしてこれをこそ、司法省御備外人ブスケの代表的な功績の一つとして世に顕揚したい、と切に希求するものである。

(1) 志田鉦太郎「志田氏商法要義」(卷之巻) 九頁以下。同書は、明治三三年、和私法律学校より上梓された。菊判・仮綴本、二三九頁より成る。

(2) 志田鉦太郎「日本商法典の編纂と其改正」明治大学創立滿五十年記念論文集・商学篇・三九三頁以下。同書は、「明治大学商学叢書」第一〇巻五・六合併号でもある。

(3) 志田鉦太郎博士旧蔵文書は、現在、損害保険事業研究所内に志田文庫として取納されている。「志田鉦太郎博士現行商法草案審議筆記」損害保険研究・第二三巻二号一九二頁以下より第二四巻三号一九〇頁以下にいたる六回連載は、その一部の覆刻であつて、貴重な資料である。

(4) 志田博士の清國における商法典編纂への寄与については、宮坂宏「清末の法典編纂をめぐる」法典編纂史の基本的諸問題・一九九頁、島田正郎「清末における民・商律草案の編纂について」法律叢書・第三四巻六号一一九頁以下参照。

(5) 今日、商法典編纂史の概観を知るには、石井良助「明治文化史・法制編」五一九頁以下がもつとも利便であるが、この書の叙述にも、志田博士の專著の影響は顯著である。

なお、海事法令をめぐるては、石井照久「明治初期に於ける海事法令の發達」東京帝国大学学術大觀・法学部経済学部編・一九九頁以下に詳しい。

(6) この分野における先駆的労作であり、現在まで学界に多大の影響を与えたのは、福島正夫「日本資本主義の發達と私法」法律時報・第二五

卷一号五一頁以下より同卷二号七八頁以下にいたる九回連載論文にはかならない。

さいきん發表された三枝一雄「明治商法發達史試論」法律叢書・第四三巻四・五合併号八三頁以下、六号一頁以下も、福島博士の論稿に負うところは大きい。

(7) 商法史ないしその周辺に関するすでに掲出した以外の主要研究文献を列挙すれば、越智俊夫「商法典論争前史」松山経専論集・七号一三三頁以下、同「明治前半期の会社設立に関する立法主義」法史学及び法学の諸問題(星野通博士退職記念論集)・八七頁以下、熊谷開作「商法典論争史序説」同上・一〇九頁以下、同「商法典論争史と大阪商法会議所」大阪の研究・一一三頁以下、松岡正美「日本商法典成立史序説」立命館法学・三五号一五頁以下、酒巻俊雄「有限会社法典の發展と外国法の影響」比較法学・第二卷一号八九頁以下、長浜洋一「資本調達機構にみる株式会社法の理念と証券市場における実態」同上・第二卷二号六三頁以下、宮坂富之助「商法学の立場より見た日本の近代化」同上・第一卷二号一頁以下、池島安幸「現代商法における企業と資本の法的構造」法律時報・第三八巻一号五五頁以下、西原寛一「近代的商法の成立と發展」(法理学論叢85) 六一頁以下、同「日本商法論」(第一卷) 一四四頁以下、福島正夫「財産法——法体制準備期——」日本近代法發達史・第一卷・一頁以下、谷川久「海事法——法体制確立期——」同上・第四卷・一四三頁以下、森泉章「明治前期における会社制度(銀行)の形成について」民商法雜誌・第四五巻六号三三頁以下、同「日本資本主義創成期における会社制度の形成」法学・第二五巻二号六七頁以下など。

なお、明治法典争議(民法典論争・商法典論争)に関する主な研究業績は、中村菊男「新版・近代日本の法的形成」卷末所載の「文献一覽」を参照。

(8) 平松義郎「家法・國法・分國法」創文・八七号三二頁。

- (9) 手塚豊「明治初期刑法史の研究」序文一頁。
- (10) 三ヶ月章「ボアソナードの財産差押法案における執行制度の基本構想」民事訴訟の理論(中田淳一先生還暦記念)・下巻・二二頁註(五)。
- (11) おもむに、歴史学に関する学的攻究の基礎は、正確なる資料とこれにむかう態度とにある、というべきであろう。筆者は、けつして資料一辺倒を強調しているのではない。いな、むしろ、とくに法制史学にあつては、本質的に理論性がきわめてつよいのではあるまいか、とさえ思量している。要は、実証と理論の両者を、ただしく止揚すべきものであらう。
- (12) この点に関しては、利谷信義・向井健「明治前期における民法典編纂の経過と問題点」法典編纂史の基本的諸問題・二二五頁以下参照。
- (13) 福島正夫「明治初年における西欧法の継受と日本の法および法学」日本法とアジア(仁井田陞博士追悼論文集・第三卷・一七一頁)。
- (14) 前掲論文・一七二頁。
- (15) 江藤新作「南白江藤新平遺稿」(後集)三二丁表―同丁裏。
- (16) 前掲書・六〇丁裏。
- ちなみに、明治六年一月の、いわゆる江藤辞表をはじめ、それと関係ある数編の文書をふくむ写本が、「江藤司法卿建白」と題されて慶應義塾図書館に所蔵されている。小田切盛徳旧蔵書中の一本である。
- (17) 江藤司法卿時代の法典編纂については、向井健「民法口授小考」慶應義塾創立一〇〇年記念論文集・法学部法律学関係編・四九三頁以下、同「江藤主権司法省民法会議における相統論争」法学研究・第三二巻四号四五頁以下、同「明治初年における民事訴訟法典の編纂」綜合法学・第六巻八号二頁以下、同「明治初期の法典編纂」歴史教育・第一二巻一号九頁以下、および上掲拙稿に引用・挙示する先学の業績を参照。
- (18) 御備外人一般についての先行業績は、梅溪昇「お雇い外国人―概説―」二二二頁以下所載の「研究文献」を参照。
- (19) H・J・ジョーンズ「明治政府と御備外国人」明治文化研究・第三集・一四五頁。
- (20) 堀内節「民法口授」家制度の研究(資料篇)・第二巻・解題二二頁参照。
- (21) 「建言録―仏国控訴院代言人デオルシブスケ―」は、数年前、某古書肆より購入せる筆者所蔵文書である。旧蔵者その他につき、まったく分明でないことを遺憾とする。
- ここに覆刻・紹介する「日本法律創定ノ事業」は、平戸区裁判所赤色十三行野紙に浄書され、全三葉より成る。
- (22) 「商法建設ノ儀ニ付答書」は法務図書館所蔵にかかる「教師質問記録・第二篇」に拠る。
- (23) いわゆる江藤主権司法省民法会議とその周辺をめぐるについては、前掲・向井「民法口授小考」四九六頁以下、前掲・向井「江藤主権司法省民法会議における相統論争」四七頁以下、前掲・向井「明治初年における民事訴訟法典の編纂」四頁以下参照。
- (24) 文中にみえる「商法略則」とは、「質問録」第三号五五頁以下に収載される「商法大略」ではあるまいか、と推定したい。
- (25) 法務図書館所蔵「仏国ボアソナード氏皇國着京以後司法省へ建白并ブスケー氏連名書及ガリー氏添書類」に拠る。
- ちなみに、「ここにガリー」とは、司法省御備外人ガストン・ガリー(Gaston Galin)のことである。筆者は、かつて、前掲「民法口授小考」五〇八頁以下において、堀内博士の御垂教により、ガリーの御備契約書を紹介したことがある。手塚博士は、近時、「向井君はその出典を明記しておられない」(手塚豊「司法省法学校小史」(一)法学研究・第四〇巻六号七八頁註11)と記されたが、筆者は、上掲の拙稿五一―四頁註(16)に、「ガリー」に関しては、堀内節氏より懇切なる示教をたまわつたことを明記している。手塚博士のいわゆる「堀内メモ」それ自体は、今日にいたるま

で筆者未見である。ひとこと附記しておきたい。

- (26) ボアソナードに関しては、向井健「ボアソナードの『家督相続見込』について」法学研究・第三巻五号一頁以下、および拙稿に引用・掲示する諸家の先業を参照。

- (27) この間の事情につき、荒木核洲「辞令の無い司法脚」法律新聞・第一八一六号参照。

- (28) 早稲田大学図書館「大隈文書」に収められる「日本近況論——シヨールジュ・ブスケ氏——」に拠る。

- (29) 野田良之「日本における外国法の摂取——フランス法——」現代法・第一四巻・二〇一頁。

さきに野田教授は、ブスケの『Le Japon de nos jours』(一八七七年刊)の存在と主要内容を世に示された(野田良之「明治初年におけるフランス法の研究」日仏法学・創刊号四四頁以下参照)。貴重な紹介といえよう。

ところで、同書の出版は、ヨーロッパ諸国に反響をまきおこした模様である。すなわち、筆者所蔵にかかる Anton Sturzborg 翻訳の『Japan i vara dagar』(一八八二年・ストックホルム・スエーデン語)こそ、同書の忠実な(?)翻訳と推測されるのである。原著は二冊本であるが、翻訳書は一卷本の体裁をとり、六二〇頁より成る。原著と比較・対照の機会をえたい、と希求するものである。

- (30) 「商法会議局概則」(明法寮翻訳)の「緒言」一丁表。同書は、七月一日刊行・和装木版本である。

(31) この講義は、省内官員を集めて行われたもので、明法寮の生徒に對するものではなかつたとみていい。(前掲・手塚「司法省法学校小史」(一八三頁註84)とする手塚博士の見解は正鵠である。ただ、同じ脚註において、九年二月二十二日までの六十回講義と記されているのは、疑問がある。

- (32) 早稲田大学図書館「大隈文書」中に、「商法会議筆記」と表題される二資料が存するが、まさに本文に記すブスケの商法講義の清書本であつて、七年九月十八日より八年一月十七日までの分を、その内容としている。また、法務図書館に、「仏國商法講義筆記」が、内閣文庫に、「商法会議筆記」がそれぞれ蔵されているが、すべてブスケの講義を内容とした異本である。

なお、洋装刊本は、第一回を七年九月十七日とするが、原資料に「十八日」とあるので、これを尊重して本文のように記述した。ただ会日は、原則として、毎月二・七の日であつた、と推定される。

- (33) 大熊浅次郎「幕末福岡藩洋行の先駆松下直美概蹟」(四筑紫史談・第四七集四四頁に、「明治七年……十月七日より商法会議開かれ、ブスケの通訳をなすこと亦例の如し」とみゆ。

なお、松下直美については、向井健「埋れた恩人・松下直美のことども」綜合法学・第六巻二号八一頁以下参照。松下には精細な「松下日記」が存していたが、昭和二十年六月の福岡大空襲のため、不幸にも灰燼に帰してしまつた、惜しむべき滅失というべきであろう。

- (34) 算作のフランス法典翻訳事情については、手塚豊「仏蘭西法典の移入」歴史と生活・第六巻五号三二頁以下参照。

- (35) 前掲・向井「明治初年における民事訴訟法典の編纂」四頁以下、一三頁以下参照。

- (36) 前掲・向井「ボアソナードの『家督相続見込』について」五三頁、前掲・向井「明治初年における民事訴訟法典の編纂」一四頁参照。

(37) 七年四月、ボアソナードは、はじめていわれる司法省法学校で講義をおこなうが、「商法モ又タ」ブスケ「君」教「師」ボアソナード講義「性法講義」(明治一三年版)九頁と述べている。商法編成とブスケとの関係が、法学校の講座担当にまで影響を与えたかどうか、疑問を残しておく。

(38) 筆者は、かつて、「カストン・ガリー」というのは、法曹界の岡十郎と称されたポアソナードの名声の蔭にかくれて、世に忘却された人物であるが、彼は：不仲であつたポアソナードとブスケの関係を仲裁するなど、個人的にも相当な人材であつて、その業績は見直される日もあるう。(前掲・向井「埋れた恩人・松下直美のことども」八二頁)と述べたことがある。御備外人の人間関係もデリケートといえよう。

(39) 手塚豊「明治十一年民法草案編纂前後の一考察」滝川博士還暦記念論文集・日本史論・八四一頁。

(40) 民事訴訟法については、前註(36)に同じ。治罪法につき、前掲・向井「明治初年における民事訴訟法典の編纂」一四頁註(6)参照。治罪法の講義は、後年、司法省蔵版「仏国治罪法講義」(明治一四年刊)としてまとめられた。刑法も同じく、司法省蔵版「仏国刑法講義」(明治一六一年刊)がある。

(41) 前掲・向井「埋れた恩人・松下直美のことども」八三頁。

(42) 手塚博士は、洋装刊本「仏国商法講義」中にみえる列席者の名前を挙げておられる(前掲・手塚「司法省法学校小史」(一)八三頁註84参照)。たとえば、玉乃世履・鶴田皓・岡内重俊・黒川誠一郎らである。このほか、ポアソナードの講義の出席者——それはかなり判明しているが——の何名かは、おそらくブスケの会にも参加していたであろう。

後記 早稲田大学図書館蔵「大隈文書」の閲覧については、同大学法学部・中村吉三郎博士の懇切なる高配をうけた。ここに記して、謝意を表したい。